

一般財団法人静岡県職員互助会福利厚生関連サービス業務委託にかかる 公募型プロポーザル募集要項

1 業務の目的

一般財団法人静岡県職員互助会(以下、「互助会」という。)では、会員の多様化したニーズに対応し、事業の充実と会員の利便性の向上を図るため、福利厚生関連サービス業務の外部委託を実施する。

2 一般財団法人静岡県職員互助会の概要

(1) 所在地

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁職員厚生課内

(2) 会員数

11,653人(令和5年度末現在)

- ・勤務形態別構成 常勤・フルタイム職員 9,940人/短時間勤務職員 1,713人
- ・所属別構成 知事部局 約7,100人/県立病院機構 約2,900人/県立静岡がんセンター 約1,600人/その他団体約53人

(3) 事業内容

会員の福利厚生の増進に関する事業、会員及びその被扶養者に係る医療給付、慶弔給付等に関する事業、その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 業務の概要

(1) 業務名

福利厚生関連サービス業務委託

(2) 業務内容

事業者が実施している福利厚生サービスの導入及び管理委託。事業者が発行する会員証(カード又はウェブサイト、アプリでの表示等)を契約施設等で提示することで割引を受けられるほか、会員用ウェブサイトログインすることで旅行等の申込を行うことができるものとする。詳細は別紙「福利厚生関連サービス業務委託プロポーザル提案要領」(以下「提案要領」という。)のとおり。

(3) 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ただし、契約期間内の履行状況が良好であることを確認した上で、一定の継続性が必要であると互助会が判断した場合、更に1年間更新できるものとする。(最大6年間の予定)更新の際は、互助会の収支予算の状況により、事業者と協議の上で契約単価や事業内容の変更をする場合がある。

(4) 提案限度価格

下表のとおりとする。なお、最低限度価格は設定しない。

提出書類	提案限度単価(消費税別)
福利厚生サービス (基本パッケージ・互助会特別補助)	560円/人・月
指定スポーツクラブ法人契約	40,000円/月

4 選定方式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格要件

参加資格は、下記の条件を全て満たした者とする。なお、契約締結までの間に下記資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 法人格を有していること。
- (3) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (4) 静岡県的一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 直近 3 年間に於いて、5 千人以上の国や地方公共団体の互助組織と項番 3（2）の業務内容に係る契約実績があること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

6 公募スケジュール

日程(予定)		内容
令和 6 年	10 月 1 日(火)	公募開始(静岡県ホームページに掲載)
	10 月 15 日(火) 午後 5 時まで	参加申込書、質問書提出締切
	10 月 18 日(金) 午後 5 時まで	資格確認結果の通知
	〃	質問への回答
	10 月 25 日(金) 午後 5 時まで	プロポーザル提案書等の提出締切
	11 月上旬～中旬	審査会(プレゼンテーション)実施
	11 月 20 日(水) 頃	選考結果通知、静岡県ホームページで公表

7 応募方法

(1) 参加申込書等の提出

ア 提出期限

令和 6 年 10 月 15 日(火)午後 5 時まで

イ 提出方法

郵送、持参または電子メールにより 1 部提出すること。

電子メールの場合、データ容量は 1 通あたり 10MB 以下とし、送付後は必ず互助会事務局へ電話連絡し、添付書類の受領確認を受けること。

ウ 提出書類

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加申込書（様式 1）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。 （電子メールの場合は印影が確認できる写しであること。）
②	法人概要（様式 2）	必要に応じパンフレット等を添付すること。

③	税の未納が無いことの証明	法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税
④	国や地方公共団体の互助会組織との契約実績が分かる書面の写し	契約書等
⑤	貸借対照表及び損益計算書の写し	直前3か年分

エ 参加申込者に係る参加要件の確認

(ア) 参加要件の確認

互助会は提出書類を確認し、参加要件を満たすものを提案予定者として選定する。

(イ) 通知予定

参加申込書を提出したすべての者に対して、確認した結果を令和6年10月18日(金)午後5時までに電子メールで通知する。

(2) 質問及び回答

ア 質問提出期限

令和6年10月15日(火)午後5時まで

イ 質問提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問がある場合は、質問書(様式3)を事務局宛て電子メールにより提出すること。

また、質問に対する回答は、質問者だけでなく参加申込書を提出したすべての者に電子メールで回答する。なお、口頭(電話・窓口等)及び電子メール本文への直接入力による質問は受け付けない。

ウ 質問に対する回答

令和6年10月18日(金)午後5時までに電子メールで回答する。

(3) プロポーザル提案書等の提出

ア 提出資格

参加申込書を提出した者のうち、「4 参加資格要件」を満たすことが確認された者

イ 提出期限

令和6年10月25日(金)午後5時まで(必着)

ウ 提出方法

郵送または持参により、7部提出すること。

(1部正本、6部副本。副本は写しで可とする。)

また、同一の内容のPDFファイルを電子メール(メール1通あたりの容量を10MB以下とする。)、ファイル交換サービス、記録媒体のいずれかにより提出すること。送付後は必ず互助会事務局へ電話連絡し、添付書類の受領確認を受けること。

エ 提出書類

番号	書類名	様式
①	提案書	様式4
②	提案資料(プレゼンテーション資料含む)	任意様式
③	見積書	任意様式

オ 提出書類等の留意事項

- ・用紙は原則としてA4判片面印刷とする。(図表等はA3判の折り込みも可とする。)
- ・様式の記載に当たり記入内容が様式の枠に収まらない場合は、適宜、枠の大きさを調整すること。
- ・提案資料については、法人名やサービス名、ロゴ等法人を特定しうるものを記載しないこと。
- ・各種様式等の作成に当たっては、提案要領を確認すること。
- ・提出期限後の提出書類の差替え、追加及び再提出は認めない。提出書類によりプレゼンテーションを行うものとする。

8 評価・選定方法

提案内容の審査及び受託候補者の選定は、審査会により、福利厚生関連サービス事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

なお、提案予定者が1者のみの場合でも、審査会による審査を実施する。

(1) 審査会(プレゼンテーション)

ア 実施日

令和6年11月上旬～中旬（予定）

※時間及び会場等の詳細については、提案書提出後に通知する。

イ 説明

説明用資料は提案書等を用いることとし、当日新たな資料の持ち込みは不可とする。

（事前に提出した資料をディスプレイ又はスクリーンに投影することは可）

(2) 審査基準

別表「審査項目及び配点」のとおり。

(3) 受託候補者の選定方法

選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、候補者と合意に至らなかった場合、候補者が辞退または失格となった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。なお、各選定委員の評価点の合計点数が審査基準点数全体の6割未満である場合は、受託候補者としては選定しないものとする。

9 候補者選定結果の通知

審査会に参加したすべての事業者に対して、選定結果を令和6年11月20日（水）頃に書面により通知する。また、選定の経過及び結果については、静岡県ホームページで公表する。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と互助会の間で、委託内容、経費等について調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。契約の内容を定める契約提案要領の内容は、提案内容に基づき協議の上決定する。

(2) 契約の辞退

受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

11 その他留意事項

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、互助会から指示があった場合はこの限りでない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける審査・選定以外の目的では使用しない。

(2) 失格について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

なお、失格となった場合においても、既に提出された提案書等は返却しない。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき。

イ 参加要件を満たさなくなったとき。

ウ 審査の透明性・公平性を害する行為があったとき。

エ 提案予定者のうち、受付期間内に提案書類一式の提出がないとき。

オ 提案した価格が提案限度価格を超過したとき。

カ その他、当該募集要項に反したとき。

(3) その他

ア 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加事業者の負担とする。

イ 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届（様式任意）

- を提出すること。
- ウ 審査の経緯や詳細に関する質問には一切応じない。
 - エ 契約締結前に状況の変化があった場合は、速やかに協議する。

12 問合せ先及び提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁職員厚生課内
一般財団法人静岡県職員互助会事務局
TEL 054-221-2024(直通)
FAX 054-221-3142
Email shokukousei@pref.shizuoka.lg.jp

以上